

平成 26 年 12 月 1 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

マレーシア三井住友銀行におけるシャリアコミッティ設立について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）の全額出資子会社であるマレーシア三井住友銀行（社長：大蘆 泰弘）は、イスラム金融(*)取引がイスラム法（シャリア）教義に適合していることを自社で判定することを目的とし、イスラム法（シャリア）学者で構成される委員会、シャリアコミッティをマレーシア三井住友銀行内に設立致しました。

シャリアコミッティは社内のイスラム法（シャリア）に関連する全ての決定、見解につき監督責任を負う機関です。当該コミッティ設立に際し、イスラム法（シャリア）に知見のある複数の学者を直接採用することで、より多くの様々なイスラム金融案件に対応することが可能となります。

今回採用した学者はイスラム法（シャリア）学位に加えて、イスラム銀行勤務経験、他社でのシャリアコミッティ経験、イスラム金融学位保有いずれかのバックグラウンドを各人が有しており、多様な意見聴取及び判定が可能です。

当行グループは邦銀で唯一、英国及びマレーシアの二拠点からイスラム金融サービスを提供可能な体制を整備しております。マレーシア三井住友銀行においては、アジアのイスラム金融の中心地であるマレーシアにおいて、今後もイスラム金融への取組を行うことでお客さまのニーズに幅広くお応えするとともに、同国の金融市場の発展に一層貢献して参ります。

(*)イスラム金融：イスラム法（シャリア）に則した金融取引の総称。利子という概念の禁止、アルコール、賭博等のイスラム教義に反する事業に関する取引の禁止、不確実性の排除等の特徴があります。

以 上